

3介第 881 号
令和 4 年（2022 年）3 月 9 日

介護サービス事業者の長 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 4 年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について（通知）

平素、長野県の福祉行政につきまして、格別なご理解、ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。
さて、標記研修について、社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

つきましては、貴所における認知症介護実践リーダー研修修了者に対し、別添「令和 4 年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について（通知）」についてご周知いただき、研修受講を希望する場合は、下記により書類の提出をお願いします。

記

- 1 研修内容及び受講者の要件等
別添「令和 4 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」及び「令和 4 年度長野県認知症介護指導者養成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）のとおり
（詳細参照：「令和 4 年度認知症介護研究・研修大府センター認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」）
- 2 提出書類
【県推薦枠】実施要綱 3（1）ア（キ）に定める書類
【事業所推薦枠】実施要綱 3（1）イ（カ）に定める書類
- 3 提出方法
長野県健康福祉部介護支援課あて郵送または持参による
（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2）
- 4 提出期限
別添「令和 4 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」のとおり
- 5 その他
事業所推薦枠で受講決定を受けた者の受講料等研修に係るすべての費用は、各事業所等での負担となりますので、ご承知おき願います。

担 当	介護支援課介護人材係 （課長）油井 法典	（担当）高地 有紀
電 話	026-235-7129（直通）	
ファクシミリ	026-235-7394	
E-mail	kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp	

認知症介護実践リーダー研修修了者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 4 年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について (通知)

平素、長野県の福祉行政につきまして、格別なご理解、ご協力をいただき厚く感謝申し上げます。
さて、標記研修について、社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

つきましては、県推薦枠及び事業所推薦枠の受講希望者を募集しますので、受講を希望する場合は、下記により当課あてに所定の書類を提出してください。

記

1 研修内容及び受講者の要件等

別添「令和 4 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」及び「令和 4 年度長野県認知症介護指導者養成事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)のとおり

2 提出書類

【県推薦枠】実施要綱 3 (1) ア (キ) に定める書類

【事業所推薦枠】実施要綱 3 (1) イ (カ) に定める書類

3 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課あて郵送または持参による
(〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2)

4 提出期限

別添「令和 4 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」のとおり

5 その他

(1) 受講者の決定について

ア 県推薦枠については、実施要綱に基づき推薦者を決定します。

イ 県推薦枠及び事業所推薦枠にて申込みを行った後、認知症介護研究・研修大府センターが実践事例報告を考査し、最終的に受講可否が決定します。

(2) 受講申込に当たっての留意事項について

本研修修了後は、県が実施する認知症介護実践者等養成研修を企画・立案し、講師として従事することを前提とするため、予め所属長と相談の上、申込みを行ってください。

担 当	介護支援課介護人材係 (課長) 油井 法典	(担当) 高地 有紀
電 話	026-235-7129 (直通)	
ファクシミリ	026-235-7394	
E-mail	kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp	

別添

令和4年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について

1 研修内容

認知症介護に関する専門的な知識及び技術、高齢介護実務者に対する研修プログラム作成方法、教育技術並びに地域ケアの推進方法の取得を目指し実施する。

2 研修日程及び申込期限

	前期	職場研修 (オンラインによる同時 双方向の研修を含む)	後期	申込期限 ※必着	
				県推薦枠	事業所推薦枠
第1回	令和4年 5月30日(月) ～6月10日(金)	令和4年 6月13日(月) ～7月22日(金)	令和4年 7月25日(月) ～7月29日(金)	対象外	令和4年 4月1日(金)
第2回	令和4年 8月29日(月) ～9月9日(金)	令和4年 9月12日(月) ～10月21日(金)	令和4年 10月24日(月) ～10月28日(金)	令和4年 5月16日(月)	令和4年 6月8日(水)
第3回	令和4年 11月28日(月) ～12月9日(金)	令和4年 12月12日(月) ～令和5年 1月27日(金)	令和5年 1月30日(月) ～2月3日(金)		

3 受講対象者

以下の①～⑤の要件をすべて満たしていること。

- ①認知症介護実践リーダー研修修了者であること。
- ②医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者。
- ③介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者又は過去に従事していた者であり、概ね5年以上の介護実務経験を有する者。
- ④長野県の認知症介護実践者等養成研修の企画及び立案に参画し、講師を担当する認知症介護研修企画委員としての活動が可能な者。
- ⑤長野県において地域ケアを推進する役割を担うことが可能な者。

4 費用負担

受講料 230,000 円、その他宿泊費等

【県推薦枠】

受講料及び宿泊費を長野県の旅費規程に基づいて県が負担します。交通費や食費等は受講者負担となりますのでご注意ください。

【事業所推薦枠】

受講料等研修に係る費用は、各事業所等での負担となりますのでご承知おき願います。

5 研修会場

社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター
(〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目 294 番地)

※その他詳細は「実施要綱」「募集要項」を確認して下さい。

令和4年度長野県認知症介護指導者養成事業実施要綱

1 趣旨

認知症高齢者に対する介護サービスの向上を図るため、長野県が令和4年度に実施する認知症介護指導者養成事業に関して必要な事項を定める。

2 実施主体

実施主体は県とする。ただし、事業の一部について社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター（愛知県大府市。以下「大府センター」という。）に委託する。

3 研修事業

(1) 認知症介護指導者養成研修

ア 県推薦枠

(ア) 研修目的

長野県が実施する認知症介護実践者等養成研修を企画し、講義、演習及び実習を担当できる能力を有する者並びに介護保険施設等の介護の質の改善を指導することができる者を養成すること。

(イ) 実施方法

大府センターに委託して実施する。

(ウ) 募集定員

2名

(エ) 受講要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ・認知症介護実践リーダー研修修了者であること
- ・医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者、又はこれに準ずる者
- ・介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者又は過去に従事していた者であり、概ね5年以上の介護実務経験を有する者
- ・長野県の認知症介護実践者等養成研修の企画及び立案に参画し、講師を担当する認知症介護研修企画委員としての活動が可能な者
- ・長野県において地域ケアを推進する役割を担うことが可能な者

(オ) 県推薦枠選定方法

(エ)に規定する要件を満たした上で、以下について総合的に勘案する。

- ・現認知症介護研修企画委員との地域バランス
- ・実践事例報告の内容
- ・面接の内容
- ・現認知症介護研修企画委員からの意見

(カ) 受講決定方法

(オ)に規定する選定方法により長野県知事が適当と認め推薦した者に対し、大府センター

が選抜考査を実施し、受講者を決定する。

(キ) 提出書類

「令和4年度 認知症介護研究・研修大府センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」で規定される必要書類（※）の他、認知症介護指導者養成研修に係る所属長推薦書（別添資料1）及び認知症介護指導者養成研修に係る誓約書（別添資料2）を提出することとする。

※②認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（別紙様式2）のみ提出不要

(ク) その他

受講決定した者は、認知症介護指導者養成研修を修了した翌年度から、認知症介護研修企画委員として委嘱されることを前提とする。

イ 事業所枠

(ア) 研修目的

県が実施する認知症介護実践者等養成研修を企画し、講義、演習及び実習を担当できる能力を有する者並びに介護保険施設等の介護の質の改善を指導することができる者を養成すること。

(イ) 実施方法

大府センターにおいて実施する。

(ウ) 募集定員

定めない

(エ) 受講要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ・認知症介護実践リーダー研修修了者であること
- ・医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士、精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者、又はこれに準ずる者
- ・介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者又は過去に従事していた者であり、概ね5年以上の介護実務経験を有する者
- ・長野県の認知症介護実践者等養成研修の企画及び立案に参画し、講師を担当する認知症介護研修企画委員としての活動が可能な者
- ・長野県において地域ケアを推進する役割を担うことが可能な者

(オ) 受講決定方法

申込者が現に勤務している介護保険事業所の長が適当と認め推薦した者に対し、大府センターが選抜考査を実施し、受講者を決定する。

(カ) 提出書類

「令和4年度 認知症介護研究・研修大府センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」で規定される必要書類の他、認知症介護指導者養成研修に係る所属長推薦書（別添資料1）及び認知症介護指導者養成研修に係る誓約書（別添資料2）を提出することとする。

(キ) その他

受講決定し、認知症介護指導者養成研修を修了後、認知症介護研修企画委員としての活動を希望する者に対し、選定審査を実施する。なお、選定審査においては、以下について総合的に勘案する。

- ・現認知症介護研修企画委員との地域バランス
- ・模擬講義の内容
- ・面接の内容
- ・現認知症介護研修企画委員からの意見

(2) フォローアップ研修

ア 研修目的

認知症介護指導者養成研修等修了者に最新の認知症介護に関する専門的な知識及び技術を習得させ、高齢者介護実務者に対する研修プログラムの作成方法及び教育技術の向上を図る。

イ 実施方法

大府センターに委託して実施する。

ウ 募集定員

2名

エ 受講要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ・認知症介護実践者等養成研修の企画・立案に参画若しくは講師として従事している者又は認知症介護実践者等養成研修の企画・立案に参画若しくは講師として従事することが予定されている者
- ・認知症介護指導者養成研修修了後1年以上経過している者

オ 推薦者選定方法

原則として、認知症介護指導者養成研修修了順に受講可否を検討する。

カ 受講決定方法

長野県知事が推薦した者の中から、大府センターが受講者を決定する。

キ 提出書類

「令和4年度 認知症介護研究・研修大府センター フォローアップ研修受講者募集要項」で規定される必要書類の他、認知症介護指導者フォローアップ研修に係る所属長承諾書（別添資料3）を提出することとする。

4 個人情報の取り扱いについて

本事業に係る個人情報は長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、本事業の達成に必要な限度において収集することとし、本事業において知り得た個人情報については、条例第5条第1項に基づき、本事業の目的以外で使用しないこととする。

(別添資料1)

認知症介護指導者養成研修に係る所属長推薦書

長野県知事 様

「令和4年度 認知症介護研究・研修大府センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」等における研修の目的を理解し、研修修了後は、長野県の認知症介護に関する研修に協力し、地域ケアの推進を図る者として、下記の者を推薦します。

推薦する者の氏名	
推薦理由 (所属長として上記の者を推薦する理由を、文章で簡潔に記載してください。)	

(所 属)

住 所

所属名

所属長名

㊟

(別添資料2)

認知症介護指導者養成研修に係る誓約書

長野県知事 様

私は、「令和4年度 認知症介護研究・研修大府センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」等における研修の目的を理解し、研修の受講を希望するとともに、研修修了後は、長野県の認知症介護の研修に協力し、地域ケアの推進を図ることを誓約します。

(受講者)

住 所

氏 名

<制度に関する各種ご案内>

【国税庁インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁適格請求書等保存方式の概要インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A >

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf

新型コロナウイルス第6波の収束に向けた共同メッセージ

感染の再拡大を防ぎ、生活を守り、地域経済を再生しましょう！

3月6日をもって、本県の「まん延防止等重点措置」は終了しましたが、全国的には新規陽性者数が再び増加している地域があります。また、オミクロン株（BA.1）よりさらに感染力が強いとされる変異株（BA.2）への置き換わりが懸念されています。命と健康、日常生活を守るためには、引き続き感染対策の徹底が必要です。

同時に、長期化するコロナ禍で苦境にある飲食・サービス業や観光業をはじめとする多くの業界を活性化し、早急に地域経済を再生させていかなければなりません。

大型行事・イベントを控え、人の移動が活発となる春を迎えるにあたり、県民一丸となって次の感染対策を徹底し、第6波の収束と地域経済の再生を目指しましょう！

- 1 人と接する際は、マスクの着用、1メートル以上の距離の確保、十分な換気、手洗い・手指消毒など、基本的な感染対策を徹底しましょう**
- 2 体調に異変を感じたら、早期受診で感染拡大を食い止めましょう**
- 3 接種券が届いたら、速やかにワクチンの追加接種を検討しましょう**
- 4 地域経済の再生に向けて、感染防止対策を徹底した上で、地元の事業者を応援しましょう**
 - (1) 会食は、「信州の安心なお店」を利用し、「”新たな会食”のすゝめ」を実践しましょう。特に、会話をする際は、マスクの着用を徹底しましょう**
 - (2) 旅行は、「信州割 SPECIAL」などを活用し、「新たな旅のすゝめ」を実践しましょう**
- 5 誹謗中傷や差別的言動は、絶対にやめましょう**

発出者

長野県市長会、長野県町村会、長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会、長野県看護協会、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、長野県農業協同組合中央会、日本労働組合総連合会長野県連合会、長野県PTA連合会、長野県高等学校PTA連合会、長野県私立高等学校PTA連合会、長野県養護学校PTA連合会、長野県教育委員会、長野県議会、長野県



安全安心で楽しい会食を

信州版 “新たな会食” のすゝめ

安全安心で楽しい会食にさせていただくよう、皆様には次の点についてご協力をお願いいたします。

感染防止の基本

人との距離
の確保

マスクを
正しく着用

こまめな手洗い
手指消毒

十分な換気

食マエ - 準備は入念に -

- 地域の感染状況や対策の内容を確認しておこう
- 「信州の安心なお店」など対策の取れている店を選ぼう
- メンバーの体調や行動履歴を確認しよう
不安な場合は参加しない、させない



食ナカ - 感染予防をして楽しもう -

- 基本的な感染防止対策を守ろう
(手洗い、消毒、換気 など)
- お酌や回し飲み、箸などの使いまわしはやめよう
- 大声での会話、長時間（概ね2時間超）の利用、他のグループとの交流はやめよう
- お店の安全対策や従業員の指示に従おう

食アト - フォローまでしっかりと -

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう
- 1週間程度は、健康チェックをしよう

ワクチン接種について

- ・ ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください
- ・ ワクチン接種済みの方も含め、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動の回避など慎重に行動しましょう

信州版 新たな旅のすゝめ

安全安心で楽しい旅にさせていただくよう、皆様には次の点についてご協力をお願いいたします。

感染防止の基本

人との距離
の確保

マスクを
正しく着用

こまめな手洗い
手指消毒

十分な換気

旅マエ - 準備は入念に！ -

- 旅行前の10日間は感染リスクの高い行動を控えよう
- 旅行前の行動歴（時間や場所）を記録しよう
- 旅行する10日前から当日までに体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感やだるさの症状等）は出かけない

旅ナカ - 楽しみつつ感染予防！ -

- 混雑を避け、列に並ぶときは前の人と距離をとろう
- 行政の呼びかけや施設が行っている感染防止対策を確認し協力しよう
- 旅行中の行動歴（時間や場所）も記録しよう
- 「信州の安心なお店」や「新型コロナ対策推進宣言の店」を利用しよう
- 旅行中に体調に異変を感じた場合はすぐ医療機関・保健所へ相談しよう



旅アト - フォローまでしっかりと -

- 帰宅後も10日間程度は健康観察しよう

ワクチン接種について

- ・ ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください
- ・ ワクチン接種済みの方も含め、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動の回避など慎重に行動しましょう

